

## 工事施工承認申請書

宮崎市長 殿

令和 年 月 日

住所

使用者

ふりがな  
氏名( 電話 自宅 - 連絡先 -  
携帯 - )

宮崎市墓地及び納骨堂の設置等に関する条例施行規則第8条第4項及び第5項の基準を遵守し工事を施工したいので、次のとおり申請します。

墓地の名称	使用許可番号	使用許可年月日	区分	地区	番号
<input type="checkbox"/> 宮崎南部墓地公園 <input type="checkbox"/> 宮崎みたま園 <input type="checkbox"/> ( )		<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 令和			
工事期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日				
工事内容	<input type="checkbox"/> 墓碑(和式・和式以外) <input type="checkbox"/> 五輪塔 <input type="checkbox"/> 灯籠 <input type="checkbox"/> 困障 <input type="checkbox"/> 霊標 <input type="checkbox"/> 物入 【芝墓地 <input type="checkbox"/> 拝石 <input type="checkbox"/> 台石 <input type="checkbox"/> 花立て <input type="checkbox"/> 香炉 <input type="checkbox"/> 水鉢】 <input type="checkbox"/> その他( )				
工事種別	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> その他( )	添付書類	①使用許可証 ②設計図		
私は、上記工事を次の者に依頼しましたので、併せて申請します。					
住所					
工事施工者 名称					
氏名 ㊟					
( 電話 - )					

- (備考) 1 必ず工事施工の2日前までに申請してください。  
2 工事期間は、必要最小限の期間としてください。

伺

課長	課長補佐	係長	受付者	上記のとおり承認してよろしいか。	
				起案	令和 年 月 日
				決裁	令和 年 月 日

裏面

## 工 事 施 工 届

宮 崎 市 長 殿

住 所

工事施工者 名 称

氏 名

印

(電話 ー )

私は、本申請人が正当な使用許可を受けた者であることを確認のうえ、宮崎市墓地及び納骨堂の設置等に関する条例施行規則及び工事の施工条件を遵守し、工事を施工しますので届け出ます。違反があった場合は、直ちに、無条件で墓碑等の全部又は一部を撤去します。

一般墓地の墓碑等の設置、改修、撤去又は移転の工事を施工するに当たっては、宮崎市墓地

## 墓 石 の 表 示

### 【一般墓地の基準】

- (1) 墓碑等に、集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある団体が自己を示すために用いる
- (2) 墓碑等の形状又は表示が公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるものでないこと。
- (3) 墓碑は、通路に面する方向を正面とすること（宮崎みたま園、佐土原墓地公園、龍福寺墓園及び南部墓
- (4) 霊標は、境界から0.08メートル以上の間隔を置いて設置すること（宮崎みたま園及び南部墓地公園に限る。）。
- (5) 境界から0.15メートル以内に設置する墓碑等（霊標を除く。）の高さは、縁石の最上部から測定し
- (6) 境界から0.15メートル以内に設置する霊標は、縁石の最上部から測定して高さ1.0メートル以下
- (7) 前2号の規定にかかわらず、正面左右角から幅及び奥行きが0.4メートル以内に設置する墓碑等の高
- (8) 墓碑等（砂利、土盛、拝石、囲障及び区画内に植栽する樹木を除く。）の高さは、区画底地（宮崎みた
- (9) 砂利、土盛及び拝石の高さは、区画底地の最上部から測定して0.3メートル以下とすること。
- (10) 囲障の高さは、区画底地（佐土原墓地公園にあっては、縁石）の最上部から測定して0.7メートル以
- (11) 区画内に植栽する樹木の高さは、常に1.0メートル以下とすること。
- (12) 前各号に定めるもののほか、墓碑等が一般墓地の管理に支障があり、又は他の墓地若しくは納骨堂を使

### 【芝墓地の基準】

- (1) 墓碑、拝石、台石、花立て、香炉及び水鉢以外の設備を設置しないこと。
- (2) 墓碑、香炉及び水鉢の数は、1区画につき1基とすること。
- (3) 花立ての数は、1区画につき1対とすること。
- (4) 墓碑は、地下カロート上部の表面から測定して高さ0.6メートル以下、幅0.8メートル以下及び奥
- (5) 拝石は、地下カロート上部の表面から測定して高さ0.09メートル以下、幅0.9メートル以下及び
- (6) 台石は、地下カロート上部の表面から測定して高さ0.15メートル以下、幅0.9メートル以下及び